

沼田市告示第13号

沼田市下之町駐車場の一部について、有料月極貸駐車場として活用することを条件に、貸付を受ける者を企画提案により募集するので、次のとおり公告します。

平成28年2月17日

沼田市長 横山 公一

記

1 公募に付する事項

(1) 貸付対象物件

沼田市下之町駐車場

自走式立体駐車場 鉄骨造7階建て 397台のうち100台分

(2) 場所

沼田市下之町1018番地

(3) 貸付期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 貸付方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付とする。

契約は、民法（明治29年法律第89号）第601条の規定に基づく賃貸借契約とし、借地借家法（平成3年法律第90号）の規定の適用はないものとする。

(5) 貸付料

貸付料は、企画提案書により提示した金額とし、市が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入するものとする。

(6) その他

当該駐車場のうち297台分は、市と管理業務委託契約を締結するものとする。

※ 沼田市下之町駐車場管理業務委託公募型プロポーザル募集要項を確認すること。

2 提案参加方法

本貸付の企画提案に参加しようとする者は、沼田市下之町駐車場借受事業者公募要項に定めるところにより必要書類を提出すること。

(1) 申込書類の提出期限

平成28年2月24日（水）午後5時

持参又は郵送とする。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、配達記録郵便によるものとし、2月24日（水）午後5時必着とする。

(2) 企画提案書の提出期限

平成28年2月29日（月）午後5時

持参又は郵送とする。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、配達記録郵便によるものとし、2月29日（月）午後5時必着とする。

3 選考方法

提出された企画提案書について書類審査を実施し、最優秀者を決定する。

4 契約

最優秀者と本市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。

5 その他

詳細については、沼田市下之町駐車場借受事業者公募要項に記載のとおりとする。

6 問い合わせ先

沼田市経済部グリーンベル21活用推進課

〒378-8501 沼田市西倉内町780番地

電話 0278-23-2111（内線 3256）